

（教育庁用）

# 認定事務の手引き

## 扶養手当

平成29年5月

教育企画部教職員課  
総務事務厚生課手当班

# 目 次

|      |                                                             |    |
|------|-------------------------------------------------------------|----|
| 第 1  | 扶養手当の概要                                                     | 1  |
| 第 2  | 扶養親族の要件                                                     | 1  |
| 1    | 扶養親族の範囲                                                     | 1  |
| (1)  | 配偶者                                                         | 1  |
| (2)  | 子                                                           | 1  |
| (3)  | 孫                                                           | 3  |
| (4)  | 父母                                                          | 3  |
| (5)  | 祖父母                                                         | 3  |
| (6)  | 弟妹                                                          | 3  |
| (7)  | 重度心身障がい者                                                    | 3  |
| 2    | 1の扶養親族の範囲に掲げる者のうち、扶養親族となれない者                                | 4  |
| (1)  | 年額130万円以上の恒常的所得があると見込まれる者                                   | 4  |
| ア    | 恒常的所得                                                       | 4  |
| イ    | 所得者                                                         | 4  |
| ウ    | 年額の取扱                                                       | 5  |
| エ    | 所得の算定方法                                                     | 5  |
| (2)  | 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間の事業所その他扶養手当と同様の趣旨で支給される手当の基礎となっている者 | 7  |
| (3)  | その他職員が主に扶養しているとは認め難い者                                       | 7  |
| 3    | 別居している父母等の取扱い                                               | 8  |
| 第 3  | 支給方法                                                        | 9  |
| 1    | 支給手続                                                        | 9  |
| 2    | 扶養親族の届出                                                     | 9  |
| (1)  | 届出が必要な場合                                                    | 9  |
| (2)  | 届出の様式                                                       | 10 |
| (3)  | 添付書類                                                        | 10 |
| (4)  | 届出先                                                         | 10 |
| 3    | 届書の受理                                                       | 10 |
| 4    | 認定                                                          | 10 |
| 5    | 支給の始期、終期及び支給額の改定                                            | 11 |
| (1)  | 支給の始期                                                       | 11 |
| (2)  | 支給の終期                                                       | 12 |
| (3)  | 支給額の改定                                                      | 13 |
| (4)  | 同一月の要件具備と要件喪失                                               | 15 |
| (5)  | 事実の生じた日                                                     | 16 |
| 6    | 支給額                                                         | 16 |
| (1)  | 扶養手当の月額                                                     | 16 |
| (2)  | 特定期間の子に対する加算                                                | 17 |
| 7    | 支給方法                                                        | 18 |
| 第 4  | 随時確認                                                        | 19 |
| 1    | 確認の時期                                                       | 19 |
| 2    | 確認の方法                                                       | 19 |
| 第 5  | 届書等の取扱い                                                     | 19 |
| 1    | 異動に伴う取扱い                                                    | 19 |
| 2    | 届書等の保存                                                      | 19 |
| 別紙 1 | 扶養手当の支給に至るまでの手続                                             | 20 |
| 別紙 2 | 添付書類                                                        | 21 |
| 1    | 扶養親族としての要件を具備する場合                                           | 21 |
| 2    | 扶養親族としての要件を欠く場合                                             | 22 |
| 3    | その他                                                         | 22 |
| 4    | 所得に関する証明書等                                                  | 23 |
| 別紙 3 | 事実の生じた日の取扱い                                                 | 25 |
| 1    | 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った日                                     | 25 |
| 2    | 扶養親族としての要件を欠くに至った日                                          | 26 |
| 3    | その他                                                         | 27 |

# 扶 養 手 当

## 第 1 扶養手当の概要

扶養親族のある職員に支給される手当である。

注) 再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員には支給されない。

### 【参照条文】

条例第12条第1項  
条例第23条の5第2項

## 第 2 扶養親族の要件

扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

なお、配偶者以外の扶養親族は、重度心身障がい者を除き、血族または法定血族に限る。

条例第12条第2項

### 1 扶養親族の範囲

#### (1) 配偶者（内縁関係含む）

民法（明治29年法律第89号及び明治31年法律第9号。以下「民法」という。）上の婚姻関係（以下「婚姻関係」という。）にある者。

なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者いわゆる内縁関係の者（民法第731条（婚姻適齢）、同法733条第1項（再婚禁止期間）及び同法第737条（未成年者の婚姻）の規定により婚姻できない者を含む。）も含まれる。

条例第12条第2項第1号  
運用通知第2の1の(2)  
のイ

**例 1** 婚姻関係及び内縁関係とは、互いに同居し、協力し合い、助け合っている状態が引き続いていることをいい、ただ単に勤務のため単身赴任し別居したことをもって婚姻関係及び内縁関係が消滅したとはいえない。

**例 2** 届出による婚姻関係がその実態を失ったとき（失踪、生死不明及び離婚を前提とした別居等）には、その配偶者は扶養親族にできない。

**例 3** 婚姻関係と内縁関係が重複している場合は、婚姻関係がその実態を失っていない限り婚姻関係にある者を優先させる。

### 参考 1

民法第739条（婚姻の届出）

第1項 婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによって、その効力を生じる。

民法第752条（同居・扶助の義務）

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

民法第731条（婚姻適齢）

男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。

民法733条（再婚禁止期間）

第1項 女は、前婚の解消又は取消の日から6箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

第2項 女が前婚の解消又は取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。

民法第737条（未成年者の婚姻についての父母の同意）

第1項 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。

第2項 父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。

父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様とする。

#### (2) 子（1親等の直系血族（直系血族には法定血族を含む。以下同様とする。））

職員の実子及び養子（民法上の養子縁組をした者をいう。以下同様とする。）で22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

条例第12条第2項第2号  
運用通知第2の1の(2)  
のロ

例 4 職員が連れ子のある女性と婚姻をした場合は、その子を職員の籍に入れない限り、その子を職員の扶養親族とすることはできない。

例 5 内縁関係にある夫婦の間に生まれた子は、その夫婦が婚姻関係になるか又は夫が認知をしない限りその子を夫の扶養親族とすることはできない。  
なお、妻の場合には出生と同時に血族関係が生じるので、その子を扶養親族とすることができる。

例 6 職員の実子は、日本国籍を有していない場合でも、職員の扶養親族とすることができる。

例 7 特別養子に出した実子は、特別養子縁組が民法第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により「実方との血族関係が終了する縁組」とされているので、その子を扶養親族とすることはできない。

例 8 2 2 歳に達する日とは、2 2 歳の誕生日の前日をいう。  
(孫及び弟妹についても同様である。)

年齢計算に関する法律  
(明治 35 年法律第 50 号)



参考 2

民法第 7 2 7 条 (縁組による親族関係の発生)  
養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間における同一の親族関係を生ずる。

年齢計算に関する法律 (明治 3 5 年法律第 5 0 号)  
年齢は出生の日からこれを起算する。  
民法第 1 4 3 条の規定は年齢の計算にこれを準用する。

民法第 1 4 3 条 (暦による計算)  
第 1 項 週、月又は年で期間が定めてある場合には、その期間は、暦にしたがって数える。  
第 2 項 期間の起算日が、週、月、年の始めでないときは、その期間は、最後の週、月、年の起算日に当たる日の前日で、満了とする。  
もっとも、月又は年で期間が定めてある場合で、最後の月に起算日に当たる日がないときは、その月の末日を満了日とする。

民法第 8 1 7 条の 2 (特別養子縁組の成立)  
第 1 項 家庭裁判所は、次条から第 8 1 7 条の 7 までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組 (この款において「特別養子縁組」という。) を成立させることができる。

民法第817条の9（実方との親族関係の終了）

養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。

ただし、第817条の3第2項ただし書きに規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

（3）孫（2親等の直系血族）

職員の実子の実子及び養子、職員の養子の実子及び養子で22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

ただし、特別養子縁組により職員との血族関係が終了している者を除く。

条例第12条第2項第3号  
運用通知第2の1の(2)  
のハ

（4）父母（1親等の直系血族）

職員の実父母又は養父母で60歳以上の者

ただし、特別養子縁組により職員との血族関係が終了している者を除く。

条例第12条第2項第4号  
運用通知第2の1の(2)  
のニ

例9 60歳以上とは、60歳の誕生日以後をいう。

（祖父母についても同様である。）

年齢計算に関する法律  
（明治35年法律第50号）

例10 職員が養子縁組により嫡養子に行って、戸籍が異なる実父母でも、職員の扶養親族とすることができる。

例11 配偶者の母（姻族）について、家庭裁判所から民法第877条の規定による扶養義務を負わされ現に扶養している場合でも、その母を職員の扶養親族とすることはできない。

例12 職員の母と再婚した義父は、職員との血族関係がないので扶養親族とすることはできない。

ただし、職員がその義父と養子縁組をした場合は、その義父を職員の扶養親族とすることができる。

（5）祖父母（2親等の直系血族）

職員の実父母の実父母及び養父母、職員の養父母の実父母及び養父母で60歳以上の者

ただし、特別養子縁組により職員との血族関係が終了している者を除く。

条例第12条第2項第4号  
運用通知第2の1の(2)  
のホ

例13 職員が養子縁組により嫡養子に行って、戸籍が異なる職員の実の祖父母の場合でも、職員の扶養親族とすることができる。

例14 職員の配偶者の祖父母は、職員との血族関係がないので扶養親族とすることができない。

例15 職員の母と再婚した義父の父母は、職員との血族関係がないので扶養親族とすることができない。

ただし、職員がその義父と養子縁組をした場合は、その義父の父母を職員の扶養親族とすることができる。

（6）弟妹（2親等の傍系血族）

職員の実の弟妹及び養子先の弟妹で22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

ただし、特別養子縁組により職員との血族関係が終了している者を除く。

条例第12条第2項第5号  
運用通知第2の1の(2)  
のヘ

例16 配偶者の弟妹は、職員との血族関係がないので扶養親族とすることができない。

例17 父又は母の連れ子は、職員との血族関係がないので扶養親族とすることができない。

ただし、職員が父又は母と養子縁組をした場合は、その父又は母の連れ子を職員の扶養親族とすることができる。

（7）重度心身障がい者

疾病又は負傷によりその回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障がいを経たし、現状に顕著な変化がない限り終身労務に服することができない程度である者をいい、年齢及び続柄は問わない。

条例第12条第2項第6号  
運用通知第2の1の(2)  
のト

## 2 1の扶養親族の範囲に掲げる者のうち、扶養親族となれない者

(1) 年額130万円(規則第8条の3第2号に規定する年額(以下「所得限度額」という。))以上の恒常的所得があると見込まれる者。

月額であれば 108,334円(130万円÷12月≒108,334円)

規則第8条の3第2号

### 7 恒常的所得

恒常的所得(以下「所得」という。)とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の生活補助的な性格を有するあらゆる収入で、将来にわたって継続して得られるものをいう。

したがって、奨学金のように生活補助的でない収入並びに退職所得及び一時所得等一時的で継続性のない収入は所得に含まれない。

なお、退職所得、一時所得等一時的な収入を資本として運用する結果、配当金、利子、家賃等の継続して得られる収入が生じた場合は、新たに生じたこれらの収入については所得となる。

運用通知第2の3

#### 例18 所得に含むものの例

- ・所得税法上非課税とされている次の所得
  - ・公的年金である遺族年金、扶助料
  - ・私的年金である財形年金、年金型の生命保険
  - ・勤務による障がいにより支給される障がい年金
  - ・雇用保険法に基づき給付される失業給付  
《ただし、高年齢求職者給付金は一時的な所得であるので、所得に含まない。》
  - ・生活保護法に基づき給付される生活扶助料、教育扶助料、住宅扶助料
  - ・労働基準法等に基づき給付される休業補償
  - ・児童扶養手当法に基づき給付される手当
  - ・児童手当法に基づき給付される手当(子ども手当も含む。)
  - ・心身障害者扶養共済制度で給付される給付
- ・労働者災害補償保険特別支給金支給規則による遺族特別年金(期末手当及び勤勉手当の未払分に相当する手当である。)  
《ただし、遺族特別支給金は一時的な所得であるので所得には含まない。》
- ・共済組合から支給される休業給付である傷病手当金、出産手当金、休業手当金及び傷病手当金附加金
- ・育児休業期間について支給される雇用保険法に基づく育児休業給付、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく育児休業手当金
- ・日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金
- ・公共職業安定所(ハローワーク)が求職者に支払う雇用対策法第18条各号に基づく職業転換給付金

#### 例19 所得に含まないものの例

- ・分割して支払われる死亡保険金(1回払いと同様に取扱う)
- ・学資金として給付又は貸与される奨学金
- ・アパートを経営している場合で入居の際徴収する敷金(債務不履行がなければ全額返還するという性格上、所得に含まない。)

### 4 所得者

所得は、所得税等の名義いかんにかかわらず、実際に受ける者の所得とする。

この「実際に受ける」とは、実際の収入の他に、労働の対価として当然収入すべきものと判断できるものを含むものとする。

したがって、所得税の名義は扶養親族にしようとする者以外になっているが、扶養親族にしようとする者もその事業に従事しているような場合には、事業に対する貢献の度合等を考慮した労働の対価に相当する額は扶養親族にしようとする者の所得となる。

ただし、農業所得については貢献の度合等が判定し難い場合は、所得税法の名義によることができる。

運用通知第2の3の(1)のイ

運用通知第2の3の(1)のロ

例20 職員名義の農業所得が200万円ある場合で、農業に従事する度が職員2、配偶者8のときは、配偶者の所得は160万円となる。

#### ウ 年額の取扱

年額は、届出時の現状及び過去1年間の所得を基礎として、その後1年間について算定する。具体的には、事実の生じた日（第3の5の（5）に定める日をいう。）から将来1年間について所得を算定することになる。

ただし、親族を新たに扶養に入れようとするような場合で、事実の生じた日から1年を経過して届出があったようなときは、届出の日から将来1年間について所得を算定することになる。

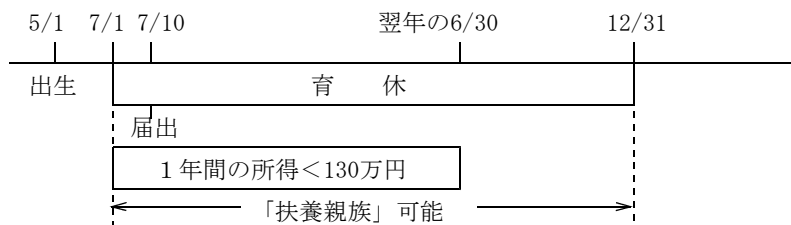
したがって、暦年又は事業年度等により算出された過去の特定期間の実績とは必ずしも一致しない。

例21 育児休業については、届出日にかかわらず特例的に次に掲げる日から将来1年間について所得の算定を行う。

- ① 育児休業期間の開始日
- ② ①で扶養親族として認定されなかった者は、育児休業手当金等の支給が終了した翌日
- ③ 育児休業期間の延長の場合は、延長された育児休業期間の開始日

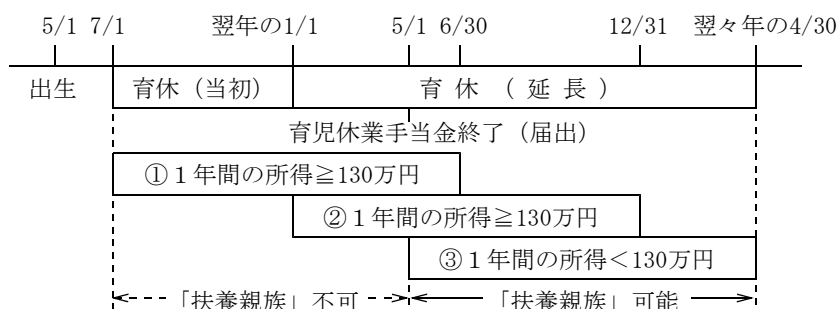
#### Ⅰ 育児休業期間が「1年6箇月（子は約1歳8箇月）」の場合

- ① 育休開始日から将来1年間の所得額が130万円未満  
→育休期間中「扶養親族」可能



#### Ⅱ 当初の育児休業期間が「6箇月（子は約8箇月）」で、その後期間を延長（1年4箇月）する場合

- ① 育休開始日から将来1年間の所得額が130万円以上  
→当初育休期間中「扶養親族」不可
- ② 延長育休開始日から将来1年間の所得額が130万円以上  
→延長育休期間中、育児休業手当金等の支給終了日まで「扶養親族」不可
- ③ 育児休業手当金等の支給終了日の翌日から将来1年間の所得額が130万円未満  
→以後の延長育休期間中「扶養親族」可能



#### Ⅰ 所得の算定方法

所得を算定するに当たっては、所得税法上の取扱等とは関係なく扶養親族として認定しようとする者の総収入金額をもって算定する。

ただし、事業所得及び不動産所得等でその収入を得るために人件費、修理工費、管理費、役務費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかにその収入を得るために必要と認められる経費の実額を控除して算定する。

また、所得限度額を算定するに当たっては、原則的には直接年額を算定することとなるが、収入の状況からして月額から年額を算定の方がより適切であり実態に即しているような場合については、この方法により算定する。

運用通知第2の3の(2)

14教総人第220号  
14教教給第37号  
平成14年8月23日

運用通知第2の3の(3)

(7) 月額から年額を算定する場合

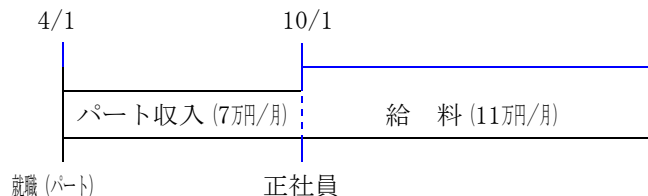
毎月定期的に一定額の収入がある場合（必要経費を控除して所得を算定する場合を除く。）については、月額に12を乗じて年額を算定する。

60教秘第413号  
60教教第324号  
昭和60年11月1日

例22 月額から年額を算定するもの

- ・ 給与収入（パート、アルバイト等の臨時的又は非常勤的な雇用に基づく給与所得（臨時的給与所得）を除く。）
- ※ 月極の地代及び家賃（必要経費を控除して所得を算定する場合を除く。）等その収入が毎月ほぼ一定している場合には、月額により算定する。
- ※ 雇用保険法の規定により支給される基本手当は、受給者の再就職を前提として支給される手当であるので、給付の満了後も引き続き同様の所得があるものとして、月々定期的に見込まれる収入と同様に取扱い、月額（基本手当の日額×30）により算定する。

例23 扶養親族である配偶者が4月1日からパートに行き月収7万円であったが、10月1日からは正社員となったため月収11万円となった。この月収から所得年額を算定すると11万円×12月＝132万円となり、所得限度額である130万円以上となるので、10月から扶養親族としての要件を欠くこととなる。



例24 賞与等については、あらかじめ年間の支給額が予想できる場合については届出時から1年間の賞与等の額を12で除して得た額を各月の給与に振り分ける。

また、年間支給額が予想できない場合については、賞与等の額を賞与等の支給月の翌月から次の賞与等の支給月までの月数で除して得た額を、実際に支給を受けた月の翌月から次の賞与等の支給月までの給与に振り分ける。

(イ) 直接年額を算定する場合

(ア) 以外の所得については直接年額を算定する。

例25 直接年額を算定するもの

- ・ 恩給
- ・ 年金
- ・ 利子配当
- ・ 事業収入
- ・ パート、アルバイト等の臨時的又は非常勤的な雇用に基づく給与所得（臨時的給与所得）
- ・ 月額から年額を算定する方法が実態に即しない場合（育児休業、無給の病気休職）

例26 昭和61年の地方公務員等共済組合法の改正により年金受給者が過去に退職一時金等の支給を受けている場合、その一時金を共済組合に返還することになっているが、返還額を年金から控除して返還する者の所得は、控除後の額ではなく裁定年額で判断する。

**例27 臨時的給与所得者の例**

- ・ 民間会社のパート、アルバイト等（賃金が時間給、日給、週給又は歩合給で決定されている場合）
- ・ 官公庁等の臨時職員（雇用期間が辞令等によりあらかじめ明示され、賃金が時間給、日給で決定されている場合）
- ・ 学校等の非常勤の職員、講師
- ・ 学生の夏休み等の長期休暇期間を利用したアルバイト
- ・ 保険外交員等（固定給はあるが、ほぼ歩合給等により賃金が決定されている場合）

**(ウ) 必要経費の取扱い**

不動産所得、事業所得及び山林所得等所得税法等により必要経費の控除が認められている所得にあつては、売上原価、荷造運賃、水道光熱費、通信費、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃、外注工賃、旅費交通費（事業主本人の通勤費用は除く）、研修費、雑費（以下「売上原価等」という。）について、その事業を行うに当たって必要不可欠な直接的経費で事業に係る分と家事に係る分とが明確に区分できその内訳等が明らかである場合は、売上原価等の経費を扶養手当上の必要経費として総収入額からその実額を控除して年額を算定することができる。

なお、売上原価等のうち研修費、雑費については、その事業を行うに当たって必要不可欠な直接的経費に当たるかどうか慎重に判断すること。

**例28** 保険外交員の報酬について、扶養手当の所得限度額を算定するに当たっては経費の内訳が明らかである直接的な経費だけを収入金額から控除することができる。

**例29** 農業所得については、所得税課税の際に税務署において便宜的に使用している当該市町村の課税標準（10アール当たりの平均的な収益）により算定しても差し支えない。

**(2) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間の事業所その他扶養手当と同様の趣旨で支給される手当の基礎となっている者**

なお、この手当には児童手当及び児童扶養手当は含まない。

規則第8条の3第1号  
運用通知第2の2

**(3) その他職員が主に扶養しているとは認め難い者**

職員が「主として扶養している」とは、職員が扶養親族としようとする者の生計の主たる部分を賄っていることをいう。

運用通知第2の1の(1)

**ア 扶養協議の結果、職員が主に扶養しているとは認め難い者**

**(ア) 孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障がい者**

1の扶養親族の範囲に掲げる者（配偶者及び子を除く。）のうち、民法上の扶養義務者間における扶養協議が調っていない者及び扶養協議が調い、その結果、職員の扶養順位が第一順位になっていない者

民法第877条第1項

**参考3**

民法第877条（扶養義務者）

第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

**イ 他の扶養義務が優先される者**

夫婦それぞれに所得限度額以上の収入がある場合は、夫婦とも扶養親族とすることができない。また、夫婦一方が所得限度額未満の収入しかない場合であっても、夫婦間については、民法第752条の夫婦間の相互扶助義務により、夫婦の所得の合計額が所得限度額の2倍以上となる場合は、所得限度額未満の所得しかない者についても扶養親族とすることができない。

（なお、この取扱いは、職員とその配偶者の間には適用されない。）

**\* 夫婦共働きの場合における子の主たる扶養者の判断**

**ア 配偶者が県職員ではない場合**

夫婦の所得月額之差が高額の所得月額（年収÷12）の10%以内であれば、夫婦いずれを主たる扶養者として認定しても差し支えない。

※ 所得月額を算定する際の年収は、扶養手当分（地域手当及び期末手当への影響分を含む。）を差し引いた金額で比較すること。

（参考：平成11年11月15日教職員月報第206号 10、11頁「主たる扶養者の認定について」）

※ 福岡市立及び北九州市立義務教育諸学校職員は、平成29年4月1日から県費負担教職員ではなくなった。

**イ 夫婦とも正規の県職員（県費負担教職員である場合を含む。常勤講師等臨時職員は除く。）である場合**

夫婦間の所得比較を行うことなく、届け出た者を子の主たる扶養者とみなす。（職員の配偶者が、公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣される場合も含む。）

**例30** 職員に育児休業取得期間がある場合の所得比較については、当該育児休業を取得しなかったものとして所得を算定し、配偶者と比較する。

**3 別居している父母等の取扱い**

別居している父母等（配偶者及び子以外の者をいう。）を扶養親族としようとする場合は、以下の取扱いとなる。

**（1） 1人当たりの生計費の計算式**

$$1人当たりの生計費① = \frac{\text{別居世帯の収入見込額②} + \text{他の親族等の援助額③} + \text{職員の援助額④}}{\text{別居世帯の人数}}$$

別居世帯の収入見込額②＝扶養親族としようとする者の収入見込額＋その配偶者の収入見込額＋扶養親族としようとする者及びその配偶者以外の収入見込額

**（2） 認定できる場合**

- ・ 「職員の援助額④」が「1人当たりの生計費①」の3分の1の額以上で、かつ「職員の援助額④」が「他の親族等の援助額③」のいずれも上回っている場合

$$\text{④} \geq \frac{\text{①}}{3} \quad \text{で、かつ} \quad \text{④} > \text{③} \quad (\text{各援助額})$$

- ・ 「職員の援助額④」が「別居世帯の収入見込額②」を超える場合で、かつ「職員の援助額④」が「他の親族等の援助額③」のいずれも上回っている場合

$$\text{④} > \text{②} \quad \text{で、かつ} \quad \text{④} > \text{③} \quad (\text{各援助額})$$

**（3） 認定できない場合**

- ・ 「扶養親族としようとする者の収入見込額」が所得限度額以上の場合
- ・ 「扶養親族としようとする者の収入見込額」及び「その配偶者の収入見込額」の合計額が「所得限度額の2倍に相当する額（260万円）」以上の場合
- ・ 「他の親族等の援助額」のいずれかが「職員の援助額」を上回っている場合
- ・ 「別居世帯の収入見込額」が「所得限度額×（別居世帯の人数）の額」以上の場合

60教秘第413号  
60教教第324号  
昭和60年11月1日

28教教第3345号  
平成29年2月24日

7教総人第153号  
7教総給第50号  
平成7年8月1日

13教総人第197号  
13教教給第58号  
平成13年10月12日



例32 職員AはBと10年前に結婚したが、昨年離婚し、その後も復縁を前提に引き続き同居しAはBを扶養している。

しかし、昨年の離婚の際に一旦扶養親族としての資格を喪失しているので、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものとして扶養手当の支給を受けようとする場合については新たな届出を要する。

ウ 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合

ただし、子、孫及び弟妹が22歳に達した日以後の最初の3月31日を経過したことにより要件を欠く場合を除く。

エ 扶養親族である子、父母等がある職員が、扶養親族でない配偶者を有するに至った場合又は配偶者を欠くに至った場合

オ 扶養親族として認定されている者に同居、別居の変動があった場合  
(扶養の実態等に特段の変化がない場合の配偶者及び子を除く)

カ 任命権者を異にして異動した場合(扶養親族がある場合)

## (2) 届出の様式

(1)の届出は、扶養親族届(規則様式第1号。以下「届書」という。)により行うこと。

総務事務厚生課処理対象職員については、庶務事務システムにより提出すること。

## (3) 添付書類

ア 届書には、扶養事実を証するに足る書類として別紙2に掲げる書類のほか4の(2)に示す認定権者が必要と認める書類を添付しなければならない。

ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は届出後速やかに提出することをもって足るものとする。

イ 添付書類は、原則として公的機関等が証明した正本とする。

## (4) 届出先

職員が兼務等により2以上の公署に勤務している場合には、本務の公署に扶養親族届を提出するものとする。なお、もっぱら兼務の公署のみに勤務する場合は、兼務の公署を経由して本務の公署に扶養親族届を提出する。

## 3 届書の受理

認定権者は、職員から届書の提出があった場合は、届書の記載事項及び添付書類を確認し受理をする。

なお、職員が遠隔又は交通不便の地にあつて届書の送達に期日を要する場合にあつては、職員が届書を発送した日をもって受付年月日とすることができる。

## 4 認定

### (1) 認定の意味

ア 届書に記載された事実を確認し、扶養手当の支給の始期、終期、支給額の改定時期及び扶養手当の月額を決定すること。

イ 届書に記載された事実を確認し、支給要件に該当しないことを決定すること。

### (2) 認定を行う者

福岡県教育委員会事務決裁規程(平成6年4月11日福岡県教育委員会教育長訓令第2号)及び福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程(昭和61年1月9日福岡県教育委員会教育長訓令第1号)の規定に基づき、扶養親族の認定及び扶養手当の月額の認定の専決権者又は権限受任者(以下「認定権者」という。)が行う。

### (3) 認定の手続き

ア 届書の「認定権者記入欄」にて決裁を行うのは、支給要件に該当せず却下する場合に限る。

規則第10条第3項  
運用通知第2の4

規則第10条

イ 認定書にて決裁を行う場合としては、次の（ア）～（オ）などがある。

- （ア）支給要件を満たして認定するとき
- （イ）扶養親族である子が15歳に達する日後の最初の4月1日に到達したとき
- （ウ）扶養親族である子、孫、弟及び妹が22歳に達した日以後の最初の3月31日を経過したとき
- （エ）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合等、扶養手当の月額を終わらせ又は減すべき事実が生じたとき
- （オ）条例及び規則の改正により、扶養手当の月額に異動を生じたとき

## 5 支給の始期、終期及び支給額の改定

（支給額については平成29年4月1日現在。以下同じ。）

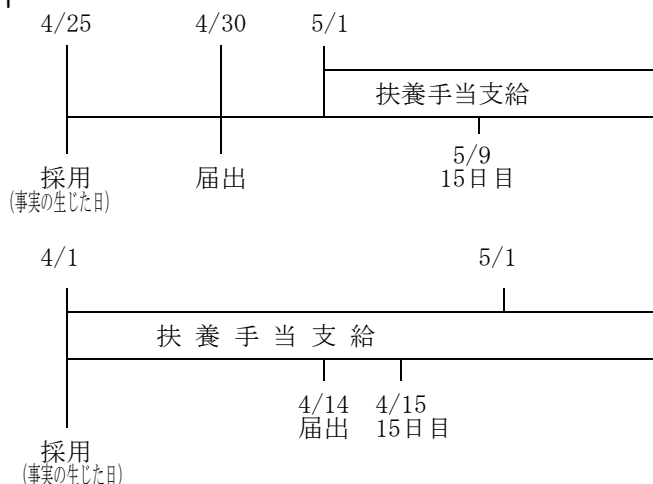
条例第13条

### （1）支給の始期

ア 新たに職員となったものに扶養親族がある場合は、職員となった日（事実の生じた日）の属する月の翌月（新たに職員となった日が月の初日の場合はその月）から支給する。

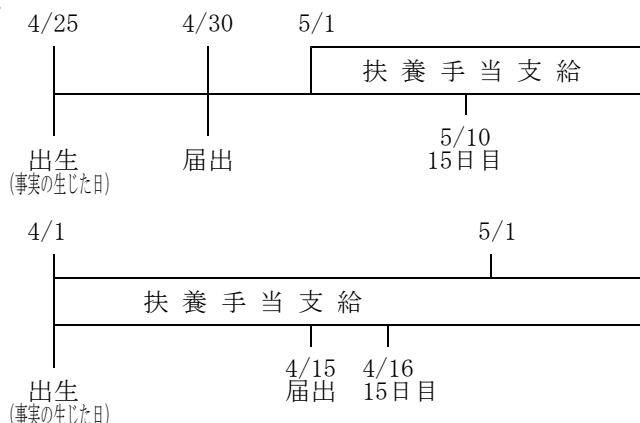
条例第13条第2項

#### 例1



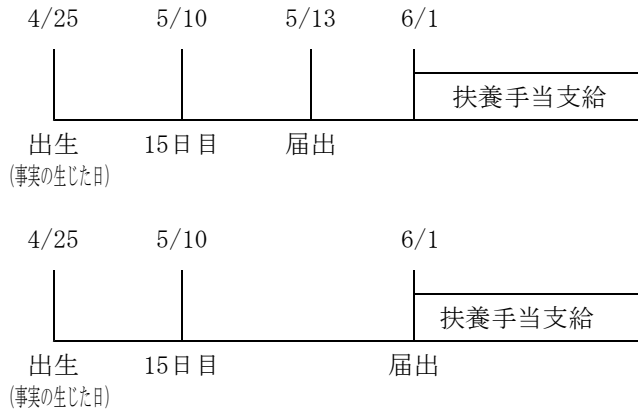
イ 扶養手当の支給を受けていない職員に扶養親族としての要件を具備する者が生じた場合は、扶養親族としての要件を具備するに至った日（事実の生じた日）の属する月の翌月（扶養親族としての要件を具備するに至った日が月の初日の場合はその月）から支給する。

#### 例2



ウ ア及びイの場合で認定権者が届出を受理した日が、それぞれの事実の生じた日から15日を経過している場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（認定権者が届出を受理した日が月の初日の場合はその月）から支給する。

### 例3



### エ 15日の計算方法

事実の生じた日の翌日から起算する。

ただし、事実の生じた日において、その事実の発生が午前0時の場合については、その日から起算する。（採用、人事異動、就職及び制度改正の場合は、採用日、人事異動日、就職日及び制度改正日の午前0時からその事実が生じていることから、当日を1日目として起算する。）

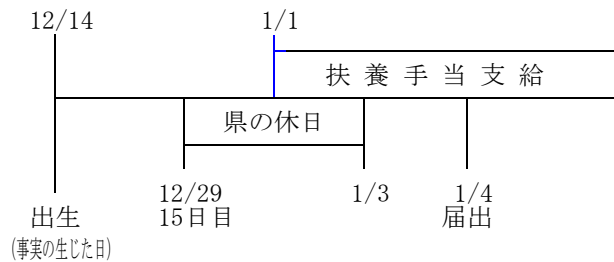
なお、15日目が福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する県の休日に当たる場合は、その翌日まで延長される。

15日の計算方法については、以下同様とする。

民法第140条

休日条例第2条

### 例4



### 参考4

民法第140条（期間の起算点）

日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。  
ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）

第1条（県の休日）

第1項 次の各号に掲げる日は、県の休日とし、県の機関の執務は、原則として行わないものとする。

第1号 日曜日及び土曜日

第2号 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

第3号 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第2条（期限の特例）

県の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限とみなす。

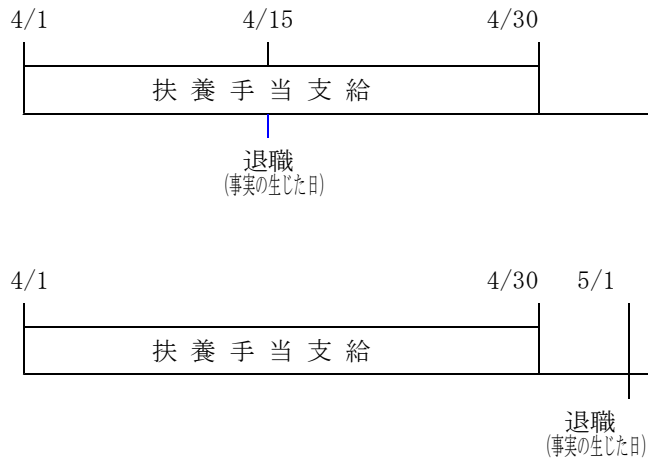
ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

### （2）支給の終期

ア 扶養手当を受けている職員が離職又は死亡した場合は、離職又は死亡した日（事実の生じた日）の属する月（離職又は死亡した日が月の初日の場合はその前月）まで支給する。

条例第13条第2項

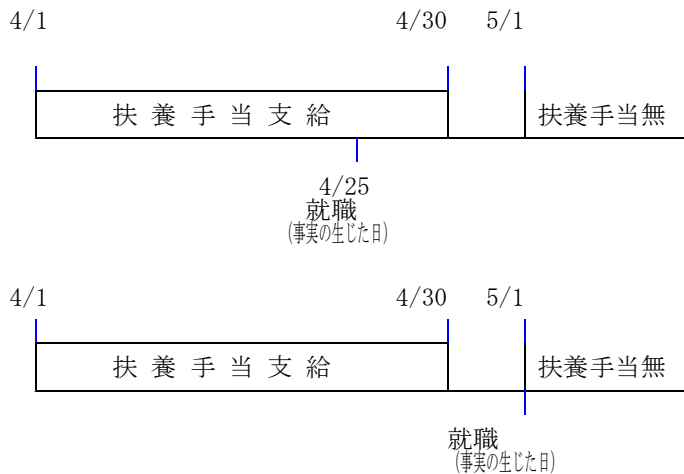
例33



イ 扶養手当を受けている職員の扶養親族のすべてが扶養親族としての要件を欠いた場合は、扶養親族のすべてが扶養親族としての要件を欠いた日（事実の生じた日）の属する月（扶養親族のすべてが扶養親族としての要件を欠いた日が月の初日の場合はその前月）まで支給する。

届出が15日を過ぎてなされた場合であっても、事実の生じた日の属する月の翌月（その事実の生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を減額改定する。

例34

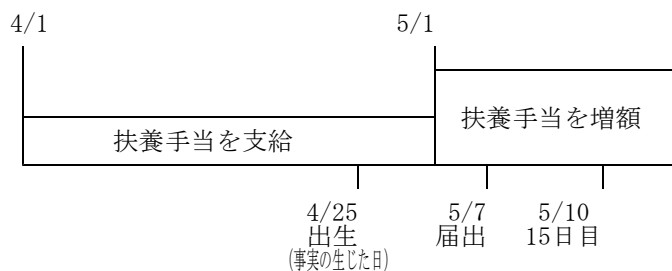


(3) 支給額の改定

ア 増額改定

(ア) 扶養手当を受けている職員に新たに扶養親族としての要件を具備するものが生じた場合は、新たに扶養親族としての要件を具備するに至った日（事実の生じた日）の属する月の翌月（新たに扶養親族としての要件を具備するに至った日が月の初日の場合はその月）から支給額を増額改定する。

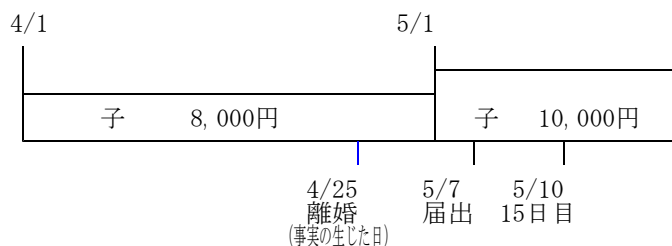
例35



条例第13条第3項

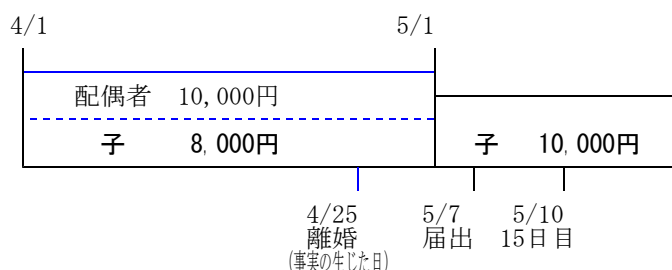
- (イ) 扶養親族たる子、父母等を有する職員で、扶養親族でない配偶者を有していた者がその配偶者を欠くに至った場合は、その配偶者を欠くに至った日（事実の生じた日）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を増額改定する。

例36



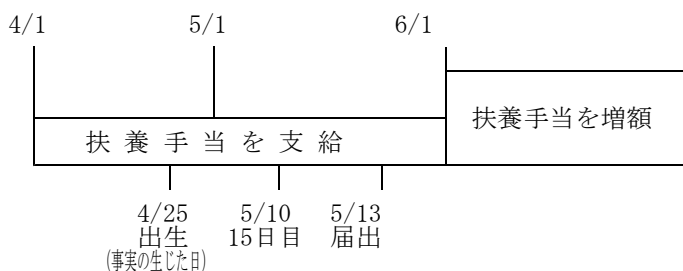
- (ウ) 扶養親族たる子、父母等を有する職員で、扶養親族である配偶者を有していた者が配偶者を欠いた場合は、その配偶者を欠くに至った日（事実の生じた日）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を増額改定する。

例37



- (エ) (ア)～(ウ)の場合で認定権者が届出を受理した日がそれぞれの事実が生じた日から15日を経過している場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（認定権者が届出を受理した日が月の初日の場合はその月）から支給額を増額改定する。

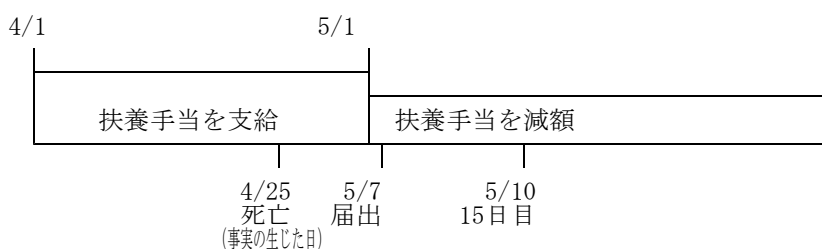
例38



## イ 減額改定

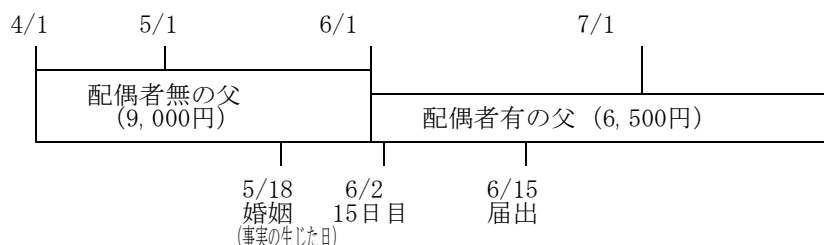
- (ア) 扶養手当を受けている職員の扶養親族の一部に扶養親族としての要件を欠くに至ったものがある場合は、その扶養親族としての要件を欠くに至った日（事実の生じた日）の属する月の翌月（その扶養親族としての要件を欠くに至った日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を減額改定する。

例39

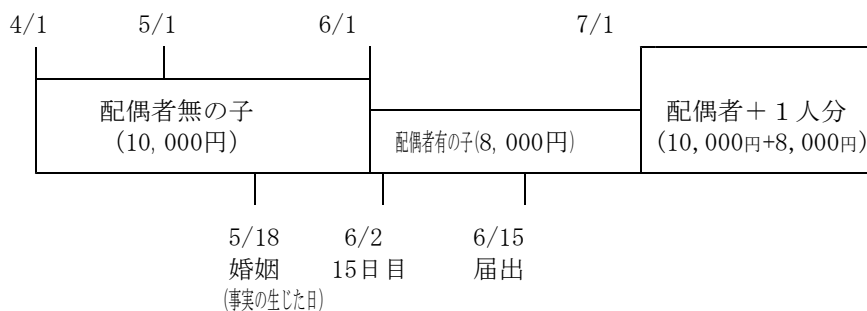


(イ) 扶養親族である子、父母等を有する職員で、配偶者を有しない者が配偶者を有するに至った場合は、その配偶者を有するに至った日（事実の生じた日）の属する月の翌月（その配偶者を有するに至った日が月の初日であるときは、その日の属する月）から扶養親族である子、父母等に係る支給額を減額改定する。

**例40** 配偶者なしの父1人の扶養手当を受けている職員が、5月18日に扶養親族でない配偶者を有し、6月15日に届け出た場合

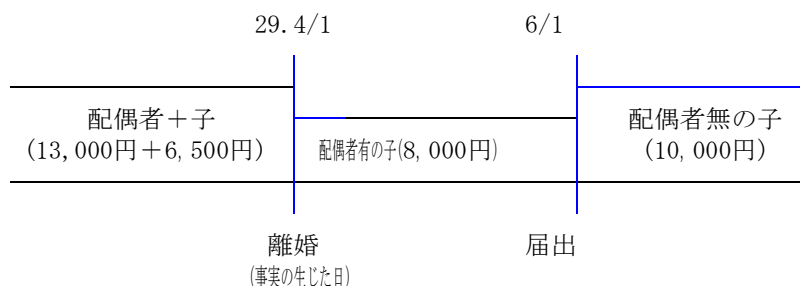


**例41** 配偶者なしの子1人の扶養手当を受けている職員が、5月18日に扶養親族である配偶者を有し6月15日に届け出た場合



(ウ) (ア)～(イ)の場合で認定権者が届出を受理した日が、それぞれ事実の生じた日から15日を過ぎてなされたとしても、その扶養親族としての要件を欠くに至った日の属する月の翌月（その扶養親族としての要件を欠くに至った日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を減額改定する。

**例42** 扶養親族である配偶者と子1人を有して手当を受けていた職員が、4月1日に配偶者と離婚していた旨を6月1日に届け出た場合

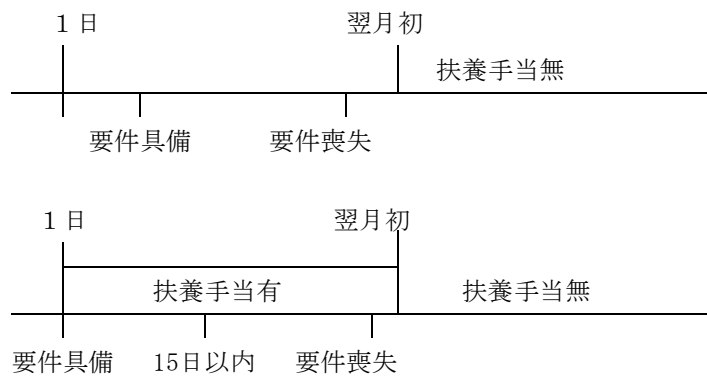


#### (4) 同一月の要件具備と要件喪失

月の中途において扶養親族たる要件を具備した者が、同一月において扶養親族たる要件を欠くに至った場合は、条例第13条第2項の規定による支給の開始前に扶養親族たる要件を欠いているので、扶養手当は支給できない。

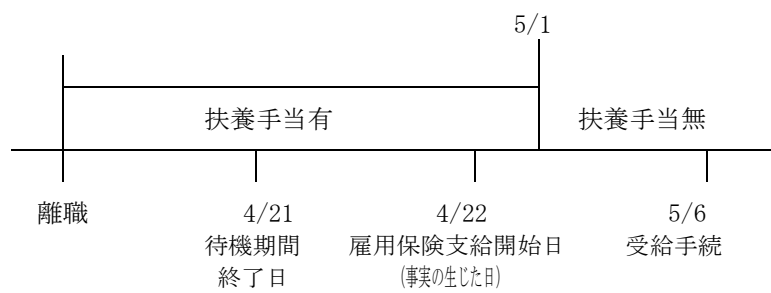
なお、要件具備が月の初日の場合は15日以内の届出があれば支給される。

例43



(5) 事実の生じた日(要件を具備するに至った日又は要件を欠くに至った日)の取扱い、別紙3のとおりとする。

例44 扶養親族である配偶者が、雇用保険の待機期間を4月21日に終え5月6日に公共職業安定所で雇用保険の受給手続をし、給付が確定した。雇用保険の受給については、待機期間が終了した日の翌日が支給開始期間となる。  
したがって、基本手当の日額の30日分が所得限度額の1/12以上であれば4月22日が支給要件を欠く日となる。



\*雇用保険の支給が終了して配偶者を扶養親族としようとする場合、雇用保険の「支給終了日の翌日」を要件を具備するに至った日(事実の生じた日)とする。

例45 扶養親族である父の厚生年金の年金改定通知書(5月～7月分を8月に支給)を7月18日に受け取り、所得限度額を超えることが判明した場合は、その通知書の受取日をもって要件を欠くに至った日とする。したがって、8月から扶養手当は支給できない。

6 支給額  
(1) 扶養手当の月額

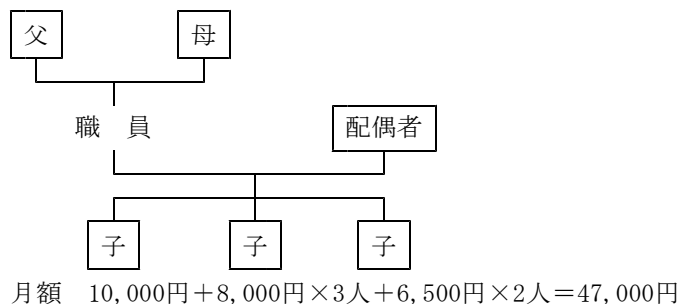
| 項目         | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度以降 |
|------------|---------|---------|----------|
| 配偶者        | 13,000円 | 10,000円 | 6,500円   |
| 子          | 6,500円  | 8,000円  | 10,000円  |
| 父母等        | 6,500円  | 6,500円  | 6,500円   |
| 特定期間の子の加算額 | 5,200円  | 5,200円  | 5,200円   |

条例第12条第3項  
条例第12条第4項  
平成28年条例第56号  
附則第4条

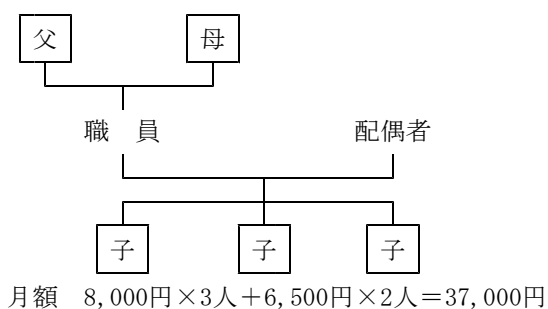
職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする(子1人と父1人を扶養している場合、平成29年度以降は16,500円(子10,000円+父6,500円))。

例46 扶養手当月額の算出例（平成29年度。□内は職員の扶養親族とする。）

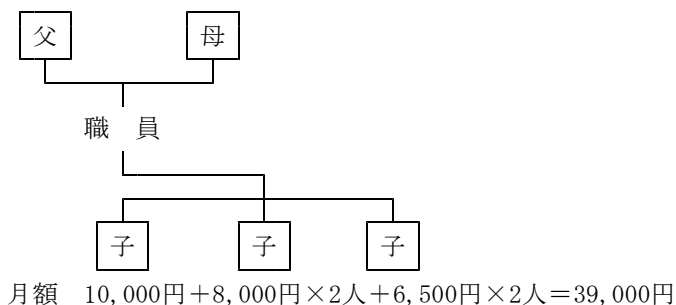
その1 扶養親族である配偶者がある場合



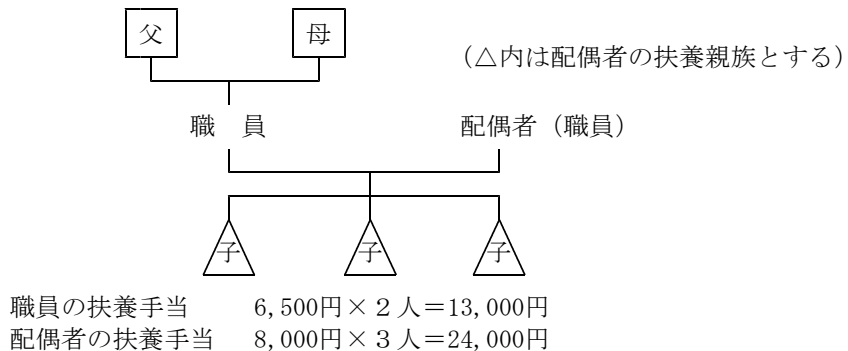
その2 扶養親族でない配偶者を有する場合（子の主たる扶養者は職員）



その3 配偶者がいない場合



その4 扶養親族でない配偶者を有する場合  
（子の主たる扶養者は配偶者）



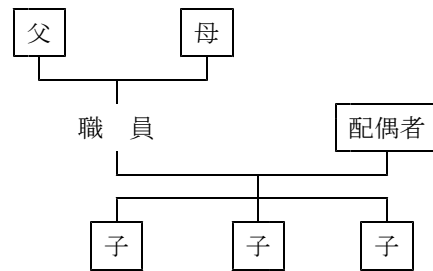
（2）特定期間の子に対する加算

扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合については、その人数に5,200円を乗じた額を（1）の額に加算する。

条例第12条第4項

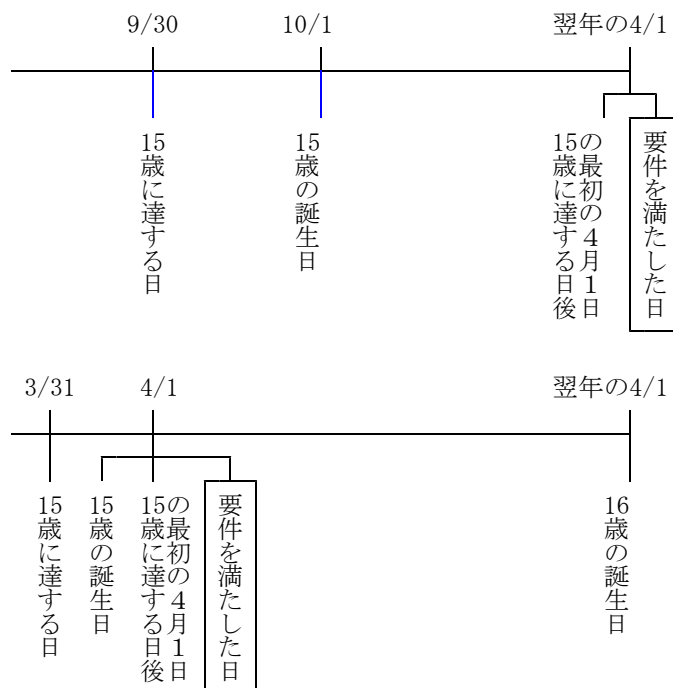
例47 特定期間の子が1人ある場合の扶養手当月額の算出例

(平成29年度。□内は職員の扶養親族とする。)



月額 10,000円+8,000円×3人+6,500円×2人+5,200円=52,200円

例48 15歳に達する日後の最初の4月1日の取扱い



年齢計算に関する法律  
民法第143条

7 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則第11条第1項

(1) 支給日

給料と同じ日に支給する。

ただし、給料の支給日までに扶養手当に係る事実が確認できない場合などは、給料の支給日後に支給することができる。

(2) 支給者

月の初日に職員が属する給料の支給義務者において支給する。

規則第11条第2項

(3) 日割計算を必要とする場合

- ア 月の中途における私傷病による休職、専従許可（終了による復職を含む）
- イ 月の中途における海外若しくは公益的法人派遣、育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、停職（終了による職務復帰を含む）

規則第8条

(4) 職員が停職処分を受けた場合、専従許可を受けた場合及び育児休業の承認を受けた場合については、その期間中、扶養手当は支給されない。

(5) 条例第14条の規定により給与が減額される場合でも扶養手当は減額されない。

#### 第4 随時確認

認定権者は毎年1回、扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族について、他に生計の途がなく、職員が主として扶養しているかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを随時確認する（以下、「随時確認」という。）。

##### 1 確認の時期

毎年7月に前年の7月1日から当年の6月30日までの所得額等について確認する。ただし、事業所得等については、前年の1月1日から前年の12月31日までの所得額とする。

##### 2 確認の方法

扶養親族のある職員について、被扶養者等所得額申告書（別紙1）を提出させることにより行う。

なお、認定権者は、被扶養者等所得額申告書（別紙1）の裏面に記載された添付書類の他必要と認められる書類を提出させることができる。

#### 第5 届書等の取扱い

##### 1 異動に伴う取扱い

扶養手当の支給を受けている職員が、認定権者を異にして異動した場合には、異動前の認定権者はその職員の扶養手当の支給の対象となっている者の届書及びその添付書類、扶養手当認定書並びに随時確認に係る書類一式を異動後の認定権者に送付しなければならない。

##### 2 届書等の保存

届書、認定書及び被扶養者等所得額申告書（別紙1）、給与支給証明書（別紙2）並びにその他添付書類は、扶養親族としての要件を欠いた年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

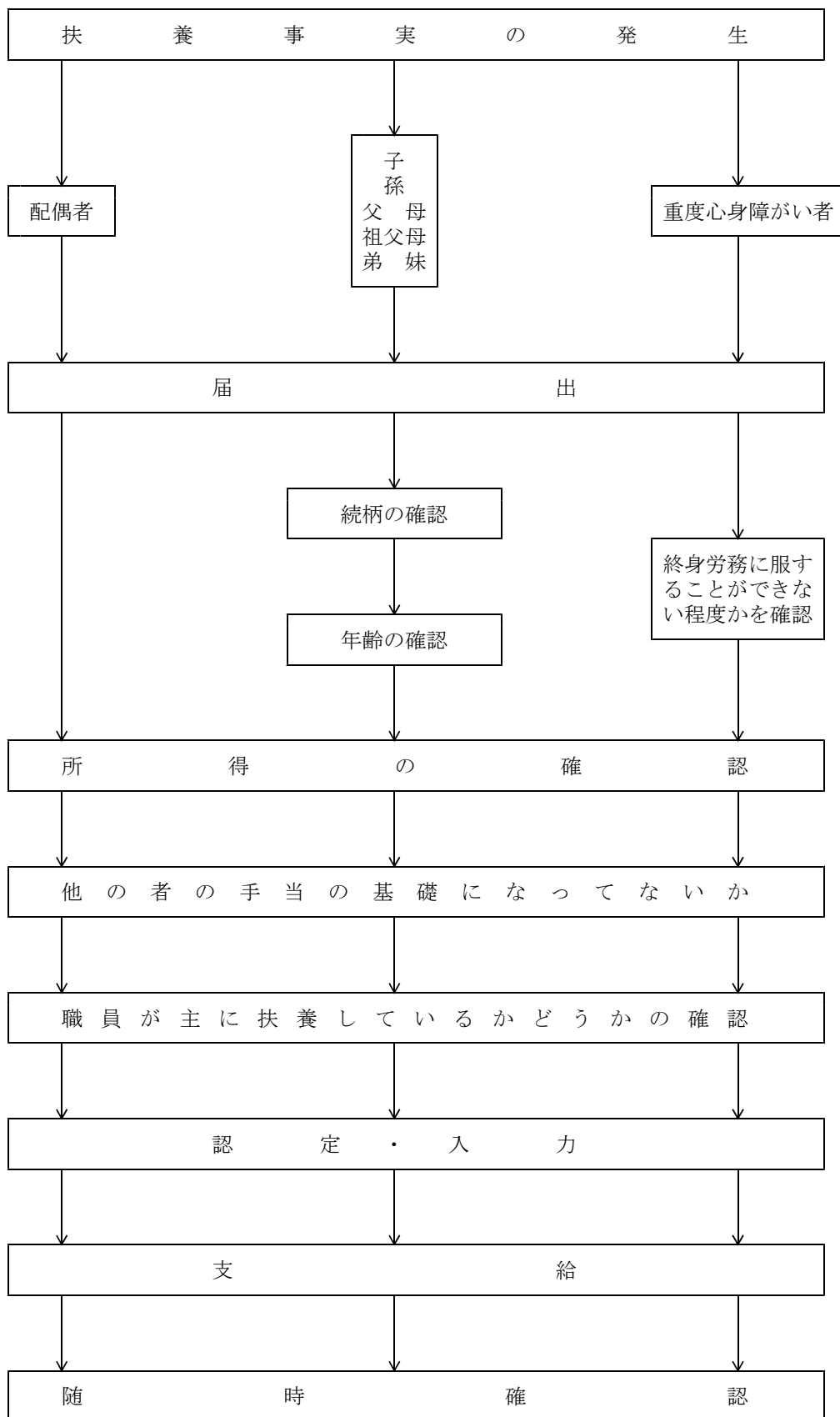
規則第11条の2

60教秘第413号

60教教第324号

昭和60年11月1日

扶養手当の支給に至るまでの手続き



別紙2 添付書類

- 1 扶養親族としての要件を具備する場合（新たに職員となった者に扶養親族がある場合を含む。）  
※ ゴシック文字については、必要書類

| 区 分                | 添 付 を 要 す る 書 類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配 偶 者              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者の戸籍抄本（内縁関係にあつては、住民票の謄本及び婚姻関係と同様の事情にあることを明瞭にできる書類）</li> <li>・ 所得申告書（運用通知の別紙。以下同様とする。）</li> <li>・ 所得に関する証明書</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
| 子                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子の戸籍証明書（出生の場合は、出産証明書で一応認定できるが、後日必ず提出すること。）</li> <li>・ 18歳に達する日以後の最初の4月1日以降の子は、所得申告書</li> <li>・ 18歳に達する日以後の最初の4月1日以降の子は、所得に関する証明書</li> <li>・ 扶養協議書</li> <li>・ 扶養手当非支給証明書</li> <li>・ 主たる扶養者を判断するための所得に関する証明書（配偶者が正規の県職員※の場合（配偶者が公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣される場合も含む。）は不要）</li> </ul> |
| 孫                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孫・子及び職員の戸籍抄本（子が死亡している場合等は除籍謄本）</li> <li>・ 主として職員が扶養している特殊事情を具体的に記載した職員の申告書</li> <li>・ 18歳に達する日以後の最初の4月1日以降の孫は、所得申告書</li> <li>・ 18歳に達する日以後の最初の4月1日以降の孫は、所得に関する証明書</li> <li>・ 扶養協議書</li> <li>・ 扶養手当非支給証明書</li> </ul>                                                                           |
| 父 母                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄本（父母にかかる扶養義務者がわかるもの。「父母の改製原戸籍」を含む。）</li> <li>・ 所得申告書</li> <li>・ 所得に関する証明書</li> <li>・ 扶養協議書</li> <li>・ 扶養手当非支給証明書</li> </ul>                                                                                                                                                               |
| 祖 父 母              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄本（祖父母にかかる扶養義務者がわかるもの。「改製原戸籍」を含む。）</li> <li>・ 主として職員が扶養している特殊事情を具体的に記載した職員の申立書</li> <li>・ 所得申告書</li> <li>・ 所得に関する証明書</li> <li>・ 扶養協議書</li> <li>・ 扶養手当非支給証明書</li> </ul>                                                                                                                     |
| 弟 妹                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍謄本（弟妹にかかる扶養義務者がわかるもの。「改製原戸籍」を含む。）</li> <li>・ 主として職員が扶養している特殊事情を具体的に記載した職員の申立書</li> <li>・ 18歳に達する日以後の最初の4月1日以降の弟妹は、所得申告書</li> <li>・ 18歳に達する日以後の最初の4月1日以降の弟妹は、所得に関する証明書</li> <li>・ 扶養協議書</li> <li>・ 扶養手当非支給証明書</li> </ul>                                                                    |
| 重 度 心 身<br>障 が い 者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病状、病歴及び終身労務に服し得ない程度の重度障がいであることを証明する医師の診断書</li> <li>・ 主として職員が扶養している特殊事情を具体的に記載した職員の申立書</li> <li>・ 所得申告書</li> <li>・ 所得に関する証明書</li> <li>・ 扶養手当非支給証明書</li> </ul>                                                                                                                                 |
| 別 居 の 場 合          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送金額の証明書（同居扱いとなる配偶者及び子については提出の必要はない。）</li> <li>・ 別居世帯の世帯全員の住民票</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                     |

※ 県職員（常勤講師等臨時職員を除く。）には県費負担教職員を含む。

## 2 扶養親族としての要件を欠く場合

| 区 分                                |        | 添 付 を 要 す る 書 類                                     |
|------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------|
| 子、孫及び弟妹が22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合 |        | ・ 書類の添付を要しない。                                       |
| 死亡した場合                             |        | ・ 埋火葬許可証の写し、死亡診断書の写し又は除籍抄本                          |
| 配偶者でなくなった場合                        |        | ・ 戸籍証明（内縁関係の解消の場合は、扶養の事実がなくなった旨及びその事実発生年月日を記載した申立書） |
| 離縁した場合                             |        | ・ 戸籍証明                                              |
| 就職した場合                             |        | ・ 採用通知書又は健康保険証の写し等                                  |
| 事業を開始した場合                          |        | ・ 事業開始届                                             |
| 別居した場合                             |        | ・ 住民票                                               |
| 所得の増加                              | 給与所得   | ・ 給与支払者の給与支払証明書                                     |
|                                    | 雇用保険   | ・ 雇用保険受給資格者票の写し                                     |
|                                    | 恩給・年金  | ・ 恩給証書、年金証書又は年金改定通知書の写し                             |
|                                    | 事業所得   | ・ 確定申告書及び収支内訳書等の写し                                  |
|                                    | その他の所得 | ・ 所得が増加した事由、事実の発生年月日及び年間所得見積額がわかる証明書                |
| 扶養義務の順位の変更                         |        | ・ 扶養協議書                                             |
| 扶養の事実がなくなった場合                      |        | ・ 扶養の事実がなくなった理由及びその事実の発生年月日がわかる書類                   |

## 3 その他

| 区 分                       |  | 添 付 を 要 す る 書 類                                        |
|---------------------------|--|--------------------------------------------------------|
| 扶養親族のある職員が、配偶者のない職員となった場合 |  | ・ 戸籍証明（内縁関係の解消の場合は、扶養の事実がなくなった旨及びその事実発生年月日を記載した申立書）    |
| 扶養親族のある職員が、配偶者のある職員となった場合 |  | ・ 配偶者の戸籍証明（内縁関係にあっては、住民票の謄本及び婚姻関係と同様の事情にあることを明瞭にできる書類） |

#### 4 所得に関する証明書等

##### (1) 扶養親族としようとする者の所得に関する証明書

| 区 分                                                                 |                       | 添 付 を 要 す る 書 類                                                                                                                  |                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 必ず添付するもの                                                            |                       | 市町村長発行の所得証明書（収入金額が表示されたもの。）<br>所得証明書の発行ができない市町村については、非課税証明書又は住民税の税額通知書の<br>写しで可。<br>就職等申立書（所得がある者のみ）                             |                                                                                                                                         |
| 所得<br>の<br>種<br>類<br>に<br>応<br>じ<br>て<br>添<br>付<br>す<br>る<br>も<br>の | 年 金                   |                                                                                                                                  | 年金証書又は年金改定通知書の写し<br>恩給証書の写し<br><div>〔 60歳以上の者については、必ず年金の有無を確認すること。<br/>また、複数の年金を受給している者及び年金額が少額のため非課税となっている者につい<br/>ても全て提出させること。〕</div> |
|                                                                     | 雇用保険の基本<br>手当         |                                                                                                                                  | 雇用保険受給資格者証の写し                                                                                                                           |
|                                                                     | 事<br>業<br>所<br>得<br>等 | 青色申告                                                                                                                             | 青色確定申告書及び青色申告決算書の写し                                                                                                                     |
|                                                                     |                       | 白色申告                                                                                                                             | 白色確定申告書及び収支内訳書の写し                                                                                                                       |
|                                                                     |                       | 無申告                                                                                                                              | 上記収支内訳書に準じた計算書の写し                                                                                                                       |
| 送金している場合<br>に添付するもの                                                 |                       | 送金に関する証明<br>銀行の振込金受領書、郵便振替払込通知票、受領書、受取人の申立書等送金の<br>事実が証明できる書類（同居扱いとなる配偶者及び子については、提出の必要はない。）                                      |                                                                                                                                         |
| 必要に応じて添付<br>するもの                                                    |                       | ・雇用保険終了の場合 雇用保険受給資格者証の写し（支給終了のゴム印が押印<br>してあるものに限る。）<br>・離職の場合 退職証明書（雇用保険適用除外の証明書を含む）※任意様式<br>離職票（雇用保険に加入していたが受給しない場合）・・原本に<br>限る |                                                                                                                                         |

（注）18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子・孫・弟妹で所得がない場合については、所得証明書を提出させる必要はありません。

##### (2) 主たる扶養者を確認するために必要な所得に関する証明書

| 区 分                                                                      | 添 付 を 要 す る 書 類                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子を扶養しようとする<br>場合において、扶<br>養親族でない配偶者<br>がいる場合の配偶者<br>及び職員本人の所得<br>に関する証明書 | ・ 給与所得の場合には、市町村長発行の所得証明書又は源泉徴収票の写し。<br>・ その他所得のある場合には、市町村長発行の所得証明書及び上記(1)の「所<br>得の種類に応じて添付」欄に掲げる所得に関する証明書 |

(3) 夫婦の合計所得が所得限度額の2倍未満であることを確認するために必要な所得に関する証明書

| 区 分                                                               | 添 付 を 要 す る 書 類                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 夫婦の一方を扶養親族としようとする場合のその配偶者の所得に関する証明書<br>(例えば母が扶養親族で父が扶養親族でないような場合) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得の場合には、市町村長発行の所得証明書又は源泉徴収票の写し</li> <li>・ その他所得のある場合には、市町村長発行の所得証明書及び上記(1)の「所得の種類に応じて添付」欄に掲げる所得に関する証明書</li> </ul> |

(4) 別居世帯の総収入を確認するために必要な所得に関する証明書

| 区 分                     | 添 付 を 要 す る 書 類                                                                                                                                              |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別居世帯の扶養親族でない者の所得に関する証明書 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与所得の場合には、市町村長発行の所得証明書又は源泉徴収票の写し</li> <li>・ その他所得のある場合には、市町村長発行の所得証明書及び上記(1)の「所得の種類に応じて添付」欄に掲げる所得に関する証明書</li> </ul> |

別紙3 事実の生じた日の取扱い

1 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った日

| 区 分                        |              | 事 実 が 生 じ た 日                                                                                                      |
|----------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 離職した場合                     |              | ・ 離職した日（離職した日まで給与が支払われる場合はその翌日）                                                                                    |
| 採用の場合                      |              | ・ 採用日                                                                                                              |
| 結婚した場合                     |              | ・ 戸籍上の婚姻の日<br>・ 内縁関係の場合は同居するに至った日又は結婚式の日                                                                           |
| 出生の場合                      |              | ・ 出生の日                                                                                                             |
| 養子縁組をした場合                  |              | ・ 戸籍上の養子縁組の日                                                                                                       |
| 60歳以上となった場合                |              | ・ 60歳の誕生日                                                                                                          |
| 育児休業をした場合                  |              | ・ 育児休業の開始日（育児休業の延長の場合は延長した育児休業の開始日）<br>・ 育児休業手当金等の支給が終了した日の翌日                                                      |
| 重度心身障がい者となった場合             |              | ・ 心身の故障により終身労務に服することができなくなった日                                                                                      |
| 扶養義務が生じた場合                 |              | ・ 扶養協議が調った日                                                                                                        |
| 無所得又は所得の減少により所得限度額未満となった場合 | 給与所得         | ・ 離職した日（離職した日まで給与が支払われる場合はその翌日）<br>・ 所得が減少して、収入月額に12を乗じて得た値が所得限度額未満となる場合（臨時的給与所得については、年間所得が所得限度額未満となる場合は、その事実が生じた日 |
|                            | 利子所得<br>配当所得 | ・ 預金等の事実が無くなった日<br>・ 所得が減少して所得限度額未満となる場合は、その事実が生じた日                                                                |
|                            | 事業所得         | ・ 事業を廃止した日<br>・ 事業の名義人を変更した場合は、名義人を変更した日<br>・ 事業規模の縮小等により所得が減少して所得限度額未満となる場合は、その事実が生じた日                            |
|                            | 不動産所得        | ・ 不動産を売却し、譲渡し又は滅失した日<br>・ 規模の縮小等により所得が減少して所得限度額未満となる場合は、その事実が生じた日                                                  |
|                            | 農業所得         | ・ 農業を廃止した日<br>・ 規模の縮小等により所得が減少して所得限度額未満となる場合は、その事実が生じた日<br>・ 疾病等により農業に従事できなくなり所得が所得限度額未満となる場合は、その事実が生じた日           |

2 扶養親族としての要件を欠くに至った日

| 区 分                                                                  |              | 事 実 が 生 じ た 日                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 22歳に達する日以後の最初の3月31日に至った場合                                            |              | ・ その翌日の4月1日                                                                                                                       |
| 死亡した場合                                                               |              | ・ 死亡した日                                                                                                                           |
| 配偶者でなくなった場合                                                          |              | ・ 戸籍上の離婚した日<br>・ 内縁関係にあつては、別居した日                                                                                                  |
| 離縁した場合                                                               |              | ・ 戸籍上の養子縁組が解消された日                                                                                                                 |
| 雇用保険                                                                 |              | ・ 基本手当の支給の対象となる最初の日                                                                                                               |
| 相続により恒常的所得を得ることとなった場合                                                |              | ・ 遺産分割の協議が調った日                                                                                                                    |
| 育児休業から職務に復帰した場合                                                      |              | ・ 職務に復帰した日                                                                                                                        |
| 育児休業期間の延長をした場合                                                       |              | ・ 延長した育児休業の開始日                                                                                                                    |
| 重度心身障がい者でなくなった場合                                                     |              | ・ 労務に服することができることとなった日                                                                                                             |
| 所得<br>限度<br>額<br>以<br>上<br>の<br>所<br>得<br>と<br>な<br>っ<br>た<br>場<br>合 | 給与所得         | ・ 就職した日<br>・ 所得が増加して、収入月額に12を乗じて得た値が所得限度額以上となる場合（臨時的給与所得については、年間所得が所得限度額以上となる場合は、その事実が生じた日                                        |
|                                                                      | 利子所得<br>配当所得 | ・ 預金等の事実が生じた日                                                                                                                     |
|                                                                      | 恩給・年金        | ・ 年金又は恩給の裁定通知書を受け取った日（裁定通知書が国民金融公庫に送付される場合は、同公庫が当該通知を受け取った日）                                                                      |
|                                                                      | 事業所得         | ・ 事業を開始した日<br>・ 事業名義人を変更した場合は、名義人を変更した日<br>・ 年の中途中で事業規模の拡大等により所得が所得限度額以上となることが見込める場合は、事業規模の拡大等を行った日<br>これにより難い所得額の増は、その年の所得が確定した日 |
|                                                                      | 不動産所得        | ・ 不動産を取得した日<br>・ 名義人を変更した場合は、変更の日<br>・ 年の中途中で事業規模の拡大等により所得が所得限度額以上となることが見込める場合は、事業規模の拡大等を行った日<br>これにより難い所得額の増は、その年の所得が確定した日       |
|                                                                      | その他          | ・ 所得を合算して、所得限度額以上となる場合は、事業所得の例による                                                                                                 |

### 3 その他

| 区 分                                                          | 事 実 が 生 じ た 日                                  |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 扶養親族のある職員が、配偶者のない職員となった場合                                    | 配偶者を欠くこととなった日                                  |
| 扶養親族のある職員が、配偶者を有する職員となった場合                                   | 配偶者を有することとなった日                                 |
| 夫婦の一方が扶養親族でない場合（例：母が扶養親族で父が扶養親族でない場合）で夫婦の合計所得が所得限度額の2倍を超える場合 | 「2 扶養親族としての要件を欠くに至った日」の「所得限度額以上の所得」となった場合に準じた日 |
| 別居世帯の総収入が所得限度額×別居世帯の人数を超えた場合                                 | 「2 扶養親族としての要件を欠くに至った日」の「所得限度額以上の所得」となった場合に準じた日 |